平成２２年（フ）第１５７６号
愛知県弥富市平島町喜右味名27番地１　タウンせいわⅡ　201
債務者　二宮　淳子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５９９号
名古屋市守山区吉根３丁目707番地　ＮＯＲＴＨ　ＶＩＬＬＡ　103号
債務者　ＣＬＥＭＥＮＣＥ（クレマンス）こと田中　次夫
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７５６号
愛知県清須市大嶋１丁目５番地４　コーポ一場202
債務者　佐藤　　昇
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０１７号
名古屋市緑区大高町字門田40番地、住民票上の住所名古屋市緑区大高台１丁目1110番地
債務者　上田　絵里
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０８号
愛知県江南市五明町当光地176番地
債務者　安田　　力
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６６号
兵庫県小野市神明町692番地　フェリスカーザ201号
債務者　ホームアートこと　久保　武司
１　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第７１号
兵庫県加東市下滝野１丁目133番地　エスポワール滝野203号
債務者　山畠　真也
１　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第３８号
広島県三次市十日市東６丁目２番15号　松田アパート２号、前住所広島県三次市十日市南５丁目６番12号
債務者　磯本　修一
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２０年（フ）第５７５号
香川県高松市国分寺町福家甲1826番地16
債務者　吉本　康子
１　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１９２号
香川県丸亀市綾歌町富熊2147番地42
債務者　白石　真弓（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成22年７月16日午前11時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２３４号
香川県高松市茜町９番23号ハイム茜101号
債務者　形見　　忠（旧姓尾﨑）
１　決定年月日時　平成22年７月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２３９号
香川県高松市栗林町１丁目13番11号ダイアパレス栗林公園南102号
債務者　遠山ウタ子
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後３時20分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２４０号
香川県高松市藤塚町３丁目２番１コート藤塚Ⅲ401号室
債務者　藤岡　　裕
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２５３号
香川県高松市紙町84番地
債務者　横川みさ子（旧姓大内）
１　決定年月日時　平成22年７月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２５７号
香川県高松市昭和町２丁目３番23水道橋ビル403号
債務者　田井　礼子（旧姓黒田）
１　決定年月日時　平成22年７月16日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７８号
福岡県行橋市大字今井3482番地
債務者　福島　政廣
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
福岡県京都郡苅田町大字与原2270番地　日産白石社宅Ｂ306号室
債務者　桑原　優子
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係